令和６年度 介護保険課 過誤申立書提出締切予定表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査月(国保連請求月) | 過誤申立書提出締切日 | 再請求月  (同月過誤を希望する場合) |
| 令和６年３月審査分まで | 令和６年４月１９日 | 令和６年５月 |
| 令和６年４月審査分まで | 令和６年５月２０日 | 令和６年６月 |
| 令和６年５月審査分まで | 令和６年６月２０日 | 令和６年７月 |
| 令和６年６月審査分まで | 令和６年７月１９日 | 令和６年８月 |
| 令和６年７月審査分まで | 令和６年８月２０日 | 令和６年９月 |
| 令和６年８月審査分まで | 令和６年９月２０日 | 令和６年１０月 |
| 令和６年９月審査分まで | 令和６年１０月１８日 | 令和６年１１月 |
| 令和６年１０月審査分まで | 令和６年１１月２０日 | 令和６年１２月 |
| 令和６年１１月審査分まで | 令和６年１２月２０日 | 令和７年１月 |
| 令和６年１２月審査分まで | 令和７年１月２０日 | 令和７年２月 |
| 令和７年１月審査分まで | 令和７年２月２０日 | 令和７年３月 |
| 令和７年２月審査分まで | 令和７年３月１９日 | 令和７年４月 |
| ※誤った請求明細書を  国保連合会に提出した月 | ※板橋区に過誤申立書を  提出する締切日 | ※正しい請求明細書を  国保連合会へ再提出する月 |

* 同月過誤の取り扱いについて…上記のスケジュール通りに処理した場合のみ同月過誤となります。

　例）令和６年５月審査分については、６月２０日までに介護保険課あてに過誤申立書を提出しても、６月に国保連合会へ再請求することはできません。同月過誤として取り扱うための再請求は７月になります。逆に８月以降に再請求すると通常過誤の取り扱いになります。